

ご利用団体 各位

国立曽爾青少年自然の家

所長 秋山 洋

食事のご利用キャンセルの際のキャンセル料の取扱いについて

日頃より、当施設の事業に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月以降は、当機構の全 28 教育施設の食堂契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持、安全・安心な食堂環境の両立を図ってまいります。

また、この契約一本化に伴い、食堂に注文した食事等のキャンセル・食数変更におけるキャンセル料の取扱いについても、下記のとおり全施設統一の基準とさせていただきます。

お手数ではありますが、内容を御確認いただき、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 令和 7 年 10 月 1 日

2. キャンセル（食数変更含む）料の取扱い

【変更後】令和 7 年 10 月 1 日以降			【変更前】令和 7 年 9 月 30 日まで		
	期 日	キャンセル料		期 日	キャンセル料
食堂食 野外 炊飯	利用初日の 3 日前 15 時まで	0%	食堂食	入所日 7 日前 10:00 まで	0%
	利用初日の 3 日前 15 時以降～2 日前 15 時まで	50%		入所日の 10:00 まで 2 日目を降各食事の 1 食前開始時まで	5 食まで 0% 6 食以上 100%
	利用初日の 2 日前 15 時以降～当日まで	100%		入所日 10:00 以降 2 日目を降 各食事の 1 食前開始以降	100%
弁当 補食	利用初日の 7 日前 15 時まで	0%	野外炊飯 弁当 補食	入所日の 7 日前 10:00 まで	0%
	利用初日 7 日前 15 時以降～当日まで	100%		入所日の 7 日前 10:00 以降	100%

※「食堂食・野外炊飯」の数量変更については、各食あたり 20 食以上の数量の減がキャンセル料徴収の対象となります。

※「弁当、補食」の数量変更は各食あたり 1 食の数量の減からキャンセル料徴収の対象となります。

※上記のキャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルについてもキャンセル料徴収の対象となります。

※天災等、利用者様に責任のない不可抗力によるキャンセルはキャンセル料徴収の対象外です。

以上